

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書について

2019年8月20日
株式会社シーテック

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」(以下、配慮書という)を令和元年8月19日付で経済産業大臣、静岡県知事へ送付しました。

つきましては、2019年8月20日(火)から2019年9月20日(金)まで配慮書を縦覧・閲覧いたします。また、配慮書について環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 事業を実施しようとする区域

静岡県掛川市、島田市及び周智郡森町地内

2. 方法書及び要約書の縦覧・閲覧(縦覧・閲覧は、終了しました。)

(1) 期間

2019年8月20日(火)から平成2019年9月20日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場所

静岡県県民サービスセンター
掛川市環境政策課
島田市役所本庁舎(情報公開コーナー)
島田市金谷南地域総合課(金谷南支所)
島田市金谷北地域総合課(金谷北支所)
島田市川根地域総合課(川根支所)
島田市環境課(田代環境プラザ)
森町役場住民生活課生活環境係

3. 配慮書及び要約書(縦覧・閲覧は、終了しました。)

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 計画段階環境配慮書

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 計画段階環境配慮書要約書

※閲覧の利用環境は、Internet Explorerを推奨します。

4. 意見書の提出(受付を終了しました。)

配慮書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出に必要な事項

① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所

法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

② 意見書の提出の対象である配慮書の名称[意見書様式を使用する場合は記載済み]

(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 計画段階環境配慮書

③ 配慮書についての環境保全の見地からの意見

意見は日本語により、意見の理由及び根拠を含めて記載してください。

(2) 提出期限

2019年9月20日(金)

(3) 提出方法

① 意見書箱に投函する方法

意見書を縦覧箇所へ備え付けの意見書箱に投函してください。

② 郵送する方法

意見書を下記提出先まで郵送してください。ただし、2019年9月20日の消印まで有効とします。

(4) 郵送の場合の提出先

〒467-8520 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目45番地

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

(5) 意見書様式

意見書 (PDF) 意見書 (Word)

(注) 意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

5. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 風力発電部

電話番号 052-852-6991

(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)